

ISDS条項と日本の行政

弁護士 杉島幸生

1 ISDS条項とはなにか

- ・多国籍企業が、政府を訴える
- ・判断は国際経済取引法の専門家
- ・どんなときに訴えることができるのか。

※ 基準が明確ではない「間接收用

2 ISDS条項条項がつかわれたいくつかの事例

<Metalclad 対 メキシコ 事件>

<シュプロン 対 エクアドル 事件>

国際石油会社（テキサコ、後にシュプロンが買収）が、長年にわたり廃液を違法に投棄していたことに対して住民が損害賠償を提起し、エクアドル裁判所が約180億ドル（懲罰的賠償含む）の賠償を命じる判決を出したところ、S社が国際仲裁裁判所に申立、判決の執行停止を命じる裁定がだされた。

3 TPP発効で、起こりうること

- ★ 新政権が、原発廃止を実施したら・・・
- ★ 自治体が、地元企業を優先しようとしたら・・・

4 TPPは、主権を侵害する

法律・条例のうえにTPPがくる →立法権・地方自治の侵害

その判断には司法権も及ばない →司法権の侵害

私たちの関与できないところできまる →裁判を受ける権利の侵害

ISDS条項って何だ!?

それは投資の章にあった

多国籍企業
(投資家)



損害賠償請求
原状回復請求

締結国政府

投資の章(9章)が定める締結国の義務

- ①内国民待遇義務(自国企業と同じに扱う義務)
- ②最恵国待遇義務(他国に与える最も有利な待遇と同じ待遇を与える義務)
- ③公正・衡平義務(国際慣習法に違反した扱いをしない義務)
- ④公共目的・正当な補償以外での直接・間接収用をしない義務。
- ⑤投資財産の自由な移転を妨げない義務
- ⑥投資の許可、投資の合意に違反しない義務

TPP締結国による義務違反により、投資家に損害が生じたとき

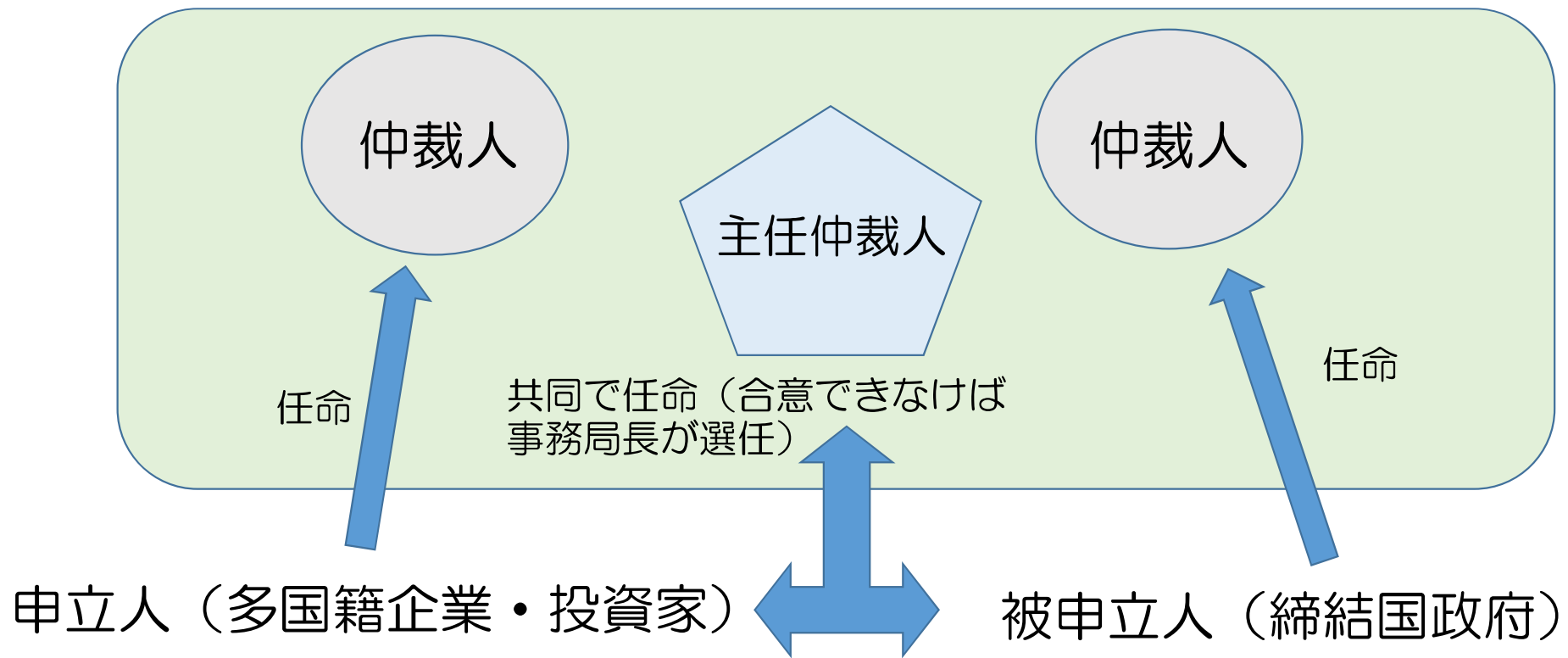
中央政府による行政行為、国会による立法、地方自治体の条例、裁判所の判決・・・ありとあらゆるものが対象に!!

※上記③、④、⑤は、金融サービス(第11章)についても準用

訴える先は、原則 ICSID（投資紛争解決国際センター）という国際ADR（事務局は、世界銀行内）

仲裁裁判所は、常設機関ではなく、その都度、選任される3人の仲裁人で構成

16



NAFTA(1994年発効)における仲裁付託案件

被提訴国	件数(※) (投資家の国籍)	内訳				
		投資家勝訴 (投資家の国籍)	投資家敗訴 (投資家の国籍)	和解 (投資家の国籍)	係属中/ 仲裁未成立/ 手続停止中/ 状況未公開 (投資家の国籍)	請求撤回 (投資家の国籍)
米国	16件 (カナダ15件, メキシコ1件)	0件	10件 (全てカナダ)	0件	3件 (カナダ2件, メキシコ1件)	3件 (全てカナダ)
カナダ	35件 (米国34件, メキシコ1件)	2件 (全て米国)	5件 (全て米国)	4件 (全て米国)	18件 (全て米国)	6件 (米国5件, メキシコ1件)
メキシコ	20件 (米国19件, カナダ1件)	5件 (全て米国)	7件 (米国6件, カナダ1件)	0件	8件 (全て米国)	0件

※件数、内訳に関してはNAFTA各国政府のホームページで公表されているデータ(2015年1月現在)に拠る。

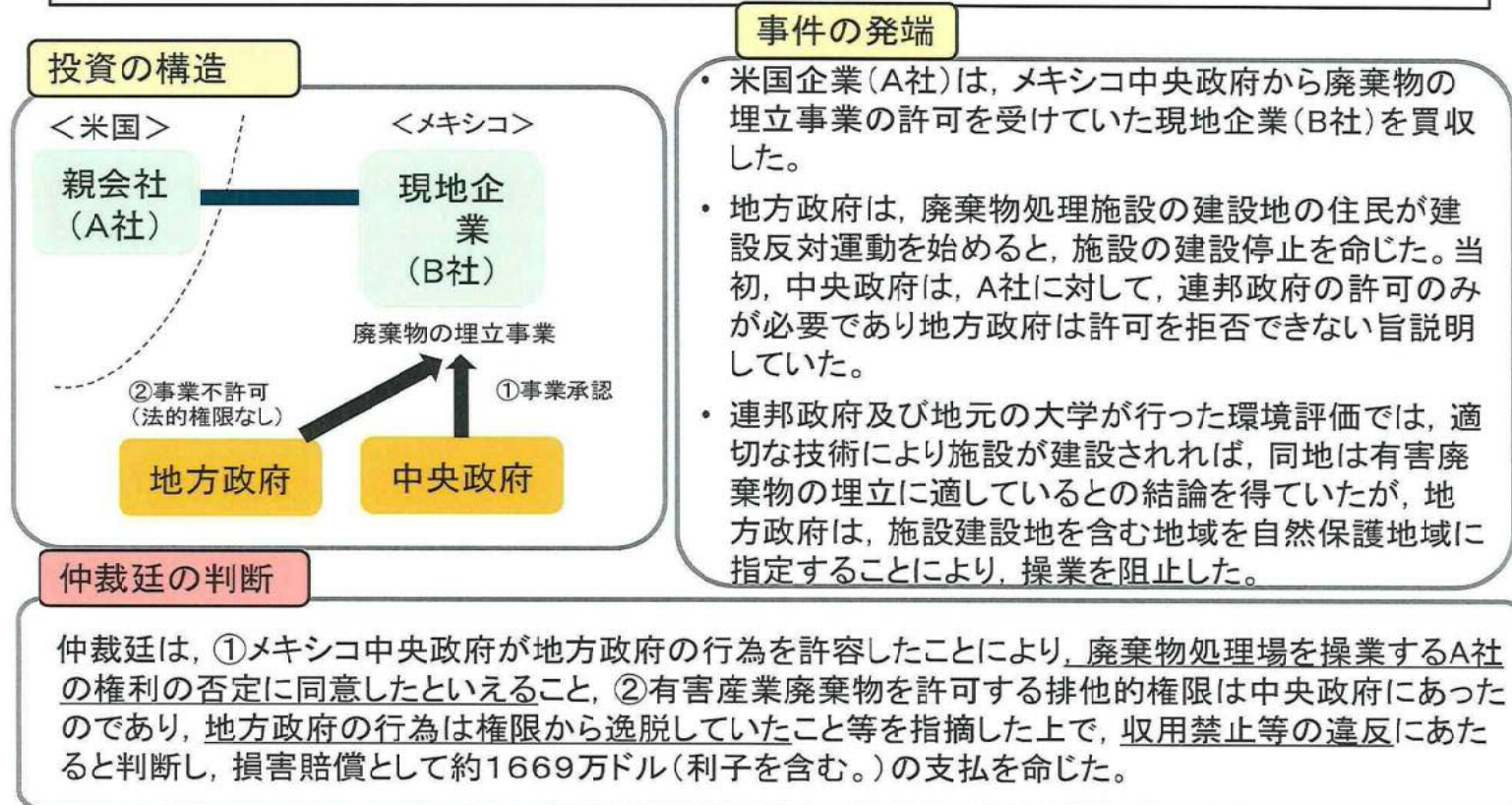
外務省HPより

8

よくあげられる仲裁判例①

(Metalclad 対 メキシコ, 2000年 8月30日 仲裁判断)

- 米国企業 vs. メキシコ政府 (仲裁規則: 投資紛争解決国際センター(ICSID)の規則)
- 廃棄物の埋立事業



外務省HPより

【参考】仲裁判断 (<http://italaw.com/>)

9

4